

(旧) 大阪府派遣職員の扶養手当に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第34条の規定に基づき、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪府条例第71号）第2条第1項の規定により公立大学法人大阪へ派遣される職員（以下「大阪府派遣職員」という。）の扶養手当の月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(扶養手当の月額)

第2条 大阪府派遣職員の扶養手当の月額は次のとおりとする。

- 一 一般職 7級以上職員に対しては、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間は、旧給与規程第13条第1項ただし書きの規定は適用せず、同条第3項中6,500円とあるのは、3,500円とする。
- 二 旧給与規程附則第3項及び第4項の規定は、大阪府派遣職員には適用しない。

(特例)

第3条 大阪府派遣職員の扶養手当に関し、この細則に定めのない事項については、旧給与規程の定めるところによる。

(委任)

第4条 この細則により難い事情があると認められるときは、理事長は別に定めることができる。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。